

令和8年度

板橋区産後ケア事業のご案内

産後のお母さんと赤ちゃんが助産師による授乳相談や育児支援を受けていただくことで、安心して子育てできるようサポートする事業です。

詳しくは
区ホームページを
ご覧ください。



宿泊型

施設にお泊り
24時間見守り

通所型

日帰りでケア
昼食つき

訪問型

ご自宅に
助産師が訪問

利用できる方

事業利用日に板橋区に住民登録のあるお母さんと赤ちゃん
ただし、感染性疾患(風邪、インフルエンザ、麻しん、風しん等)に罹患している方や、
心身の不調や疾患があり、入院加療や医師による医療行為が必要な方は利用できません
また、赤ちゃんの健診日や、予防接種日とその翌日に利用することはできません

ケア内容

- ・お母さんの身体的ケアや体調の相談
 - ・授乳の相談、乳房ケア
 - ・沐浴やおむつ替え、抱っこの方法など、育児に関する相談
 - ・赤ちゃんの体重や健康チェック、発育発達に関する相談
 - ・お母さんの育児不安などに関する相談
- など

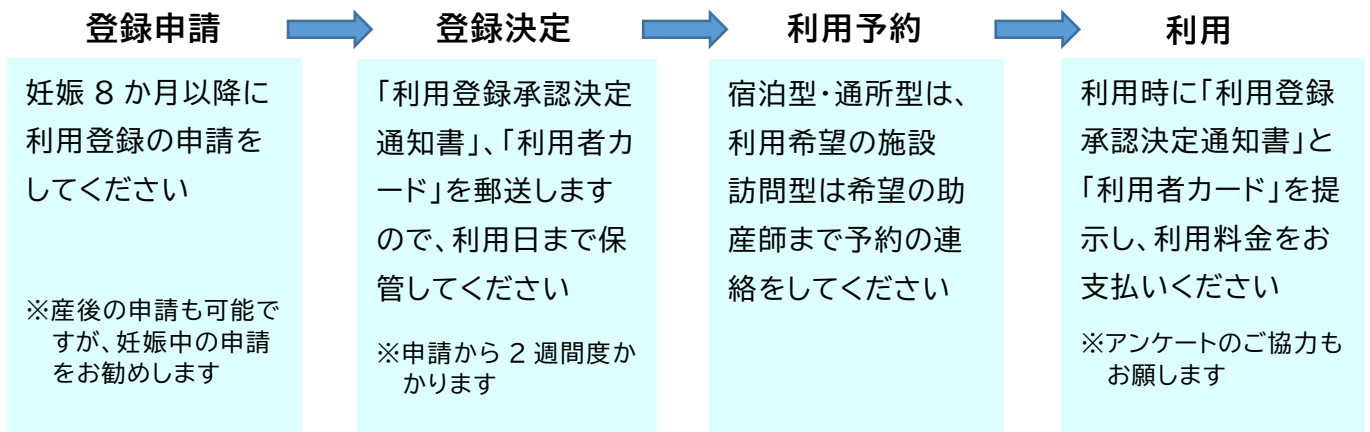
	宿泊型	通所型	訪問型
利用期間	施設により利用期間(対象月齢)が異なります		産後1年以内
	最大 産後120日以内 ※在胎37週未満の早産児は 修正月齢で120日以内	最大産後6か月以内 ※在胎37週未満の早産児は 修正月齢で120日以内	
利用料金	1泊2日 8,000円 1日追加 4,000円	1回 2,000円	1回 600円
利用回数	6泊7日まで ※分割して利用することも可能です ※前日午前10時以降のキャンセル(取りやめ)の場合、 1日利用したものとみなし、利用可能日数を減じることがあります	7回まで	5回まで ※すくすくカードが 2回まで利用できます
利用施設	区契約の施設および助産師のみ利用できます ※宿泊型・通所型の施設一覧、訪問型の助産師一覧は、区ホームページをご確認ください		

【利用料金について】

- ・ 非課税世帯・生活保護受給世帯の方は、費用負担が免除になります。
- ・ 多胎の場合、2人目以降の料金は免除になります。

利用の流れ、申請方法・問合せ窓口は裏面をご覧ください →

利用の流れ



申請方法

web 申請

こちらから



窓口申請

板橋区役所健康推進課(区役所南館3階 21 番)へお越しください

郵送申請

「産後ケア事業利用登録申請書」を郵送してください

【あて先】〒173-8501 板橋区板橋2丁目 66 番1号

板橋区役所健康推進課母子保健係「産後ケア事業担当」宛

注意事項

- 宿泊型・通所型は、施設により利用期間(対象月齢)が異なります。
- 前日午前10時以降のキャンセル(取りやめ)の場合、1日(回)利用したものとみなし、利用可能日数を減じることがあります。
- 利用中、赤ちゃんを預けての外出・外泊はできません。
- 上のお子さんのご利用に対する区からの費用助成はありません。
- 予約状況や施設のベッドの空き状況により、希望日に利用できない場合があります。

問合せ



開庁時間 平日 8 時 30 分～17 時(祝日、年末年始を除く)

産後ケア事業について	健康推進課母子保健係	03-3579-2313
体調や育児等についてのご相談は、お住まいを担当する健康福祉センターへお電話ください	板橋健康福祉センター	03-3579-2121
	上板橋健康福祉センター	03-3937-1041
	赤塚健康福祉センター	03-3979-0511
	志村健康福祉センター	03-3969-3836
	高島平健康福祉センター	03-3938-8621